

2022年3月15日

株主各位

埼玉県所沢市坂之下17番地1号
ウェルビンググループ株式会社
代表取締役社長 玉置 義議

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類2をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具
記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時00分
2. 場 埼玉県所沢市東所沢2-28-17 コアビルII 2階 当社支店
3. 目的事項

報告事項

第3期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項（各議案の概要は後記「参考書類」に記載のとおりであります。）

- 第1号議案 第3期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

第1号議案 第3期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第2項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないとされていることから、当社第3期の計算書類の承認をお願いするものであります。本議案の内容は添付書類に記載のとおりであります。

当社取締役会は、第3期の計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります

- 1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- 2) 変更案第18条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 3) 変更案第19条は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- 4) 上記の新設・削除に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 内容の変更内容は次のとおりであります（下線部分は変更箇所を示しています）。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) <u>第18条当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>
現行定款	変更案
(第19条以下、条数繰り下げ)	(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定) <u>第19条当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
	(附則) <ol style="list-style-type: none"> <u>現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）並びに第19条（書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款15条はなお効力を有する。</u> <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2021年3月15日開催の第2回定時株主総会において取締役の報酬額を下記の通りとご決議頂き今日に至っておりますが、

金200,000,000円以内（内社外取締役分年額20,000,000円以内）

監査役の報酬額を年額10,000,000円以内

その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額

金100,000,000円以内（内社外取締役分年額20,000,000円以内）

監査役の報酬額を年額10,000,000円以内

と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（内社外取締役0名）、監査役は2名（内社外監査役2名）となります。

具体的な役員報酬の算定につきましては、上限額の範囲内で、取締役については役位ごとの基本額に在籍年数に応じ所定の係数を乗じた基本報酬とその職務に応じて算定される職務報酬との合計額に所定の業績加算を加えて算定しております。

事 業 報 告
〔
2021年1月1日から
2021年12月31日まで
〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の日本経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るいましたが、先進国を中心にワクチン接種が進み、各種政策や海外経済の改善効果もあり、持ち直しに向かうことが期待されます。ただし、国内外の感染症の動向や世界金融資本市場の変動等の影響等について留意する必要があります。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2021年1月から2021年12月までの国内軽自動車（乗用車）販売台数は1,275,836台（前年同期比95.8%）とマイナス幅が前年度と比べ縮小したとはいえ、3年連続で前年を下回る結果となり、回復基調とは言えない状況となっております。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

このような状況のなか、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、感染予防の徹底によるお客様との対面商談以外に、Web商談・SNS等の販促を強化する事により、従来型の来店によるお客様との商談に頼らない営業活動に注力して参りました。その結果、当連結会計年度における売上高は9,266,144千円、売上総利益1,982,600千円、販売費及び一般管理費1,373,780千円、営業利益は608,819千円、経常利益は587,819千円、親会社株主に帰属する当期純利益は389,242千円となりました。

なお、当社は2020年12月期より、5月決算から12月決算へ決算期を変更したことに伴い、前連結会計年度は7ヵ月の変則決算となっております。このため、対前期増減率は記載しておりません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡等

該当事項はありません。

(2) 直近三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第1期	第2期	第3期 (当事業年度)
決算年月	2020年5月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高(千円)	16,636	58,227	124,909
経常利益(千円)	7,087	6,228	226,401
当期純利益(千円)	4,659	4,584	223,363
1株当たり当期純利益(円)	230.66	226.94	110.58
総資産(千円)	443,137	2,155,057	2,343,377
純資産(千円)	433,747	438,332	661,695
1株当たり純資産額(円)	21,472.67	21,699.61	327.57

当社は、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

株式会社グローバンネット (100%子会社)

株式会社高須自動車 (100%子会社)

(4) 対処すべき課題

①経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制及びコーポレート・ガバナンスを強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やIR活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

②人材確保と育成

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーション活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図るとともに、経営感覚を持つ人材の育成を強化します。また、事業の拡大に伴い、新規の採用活動についても積極的に取り組んでまいります。

③商品環境の変化への対応

消費者の嗜好の変化や燃料価格の急激な変動により消費者が買い替えを控える等、消費行動が大きく変化した場合には業績に影響が及ぶ可能性があることを認識しております。また、電動車及び電気自動車(EV)の普及など、流通する商品自体が大きく変化した場合に向けて、当社グループのサービスも変化させていくような体制を整えてまいります。

(5) 主要な事業内容

グループ会社への経営指導及び人材育成及びグループ金融財務等の管理

(6) 主要な事業所等 (2021年12月31日現在)

埼玉県所沢市坂之下 17-1 ウエルビングループ本社

埼玉県所沢市坂之下若水 55-1 ウエルビングループ経理財務支社

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

当社は純粋持株会社で従業員はいないため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社みずほ銀行	689,164
株式会社埼玉りそな銀行	600,000
株式会社三井住友銀行	97,777
株式会社グローバンネット	277,500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 2,020,000 株
- ③ 株主数 5名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	出資比率(%)
玉置義議	1,730,000	85.64
板倉公洋	120,000	5.94
高須俊久	100,000	4.95
原敏昭	50,000	2.47
神杉卓	20,000	0.99

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	高須俊久	グループ経営全般助言役
代表取締役社長	玉置義議	グループ最高経営責任者
取締役副社長	板倉公洋	グループ最高財務責任者
取締役	原敏昭	グループ最高技術責任者
監査役	覚正京子	
監査役	中井直樹	

- (注) 1. 玉置義議は、株式会社グローバンネット 代表取締役兼務
 2. 板倉公洋は、レアル・バリュー株式会社 代表取締役兼務
 3. 原敏昭は、株式会社高須自動車 代表取締役兼務

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の金額
取締役	4名	76,960千円
監査役	2名	4,800千円
各 計	6名	81,760千円
(うち社外役員)	(2名)	(480千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2021年3月15日開催の第2期定時株主総会において決議いただいております。

② 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

該当事項はありません。
(会社法上、2021年12月末時点でにおいて、会計監査人は設置されておりません)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第2期（2021年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第3期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重できるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守及びコンプライアンス実効性の確保に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会規則及び文書管理規程に従って適切に行い、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。同規程に定める経営危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

－ 1 － 業務の適正を確保するための体制

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、機動的かつ迅速な意思決定と正確な情報把握を行うために、取締役会を原則として月1回以上開催するものとする。

また、重要案件が生じた時は、臨時取締役会を開催するものとする。さらに、取締役・執行役員及び重要使用人による経営会議を定例的に開催し、迅速・的確かつ効率的な意思決定・職務執行が行えるようとする。取締役、使用人が事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次業績会議において目標未達の要因分析、その要因を排除低減する改善策を策定する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、すべてのグループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎としてグループ各社で関連諸規定を定める。また、当社の内部監査室がグループ各社の業務監査を定期的に実施する。
- (b) 当社においては、関係会社管理規程を定め、子会社の損失の危険の管理に関して、報告・協議を実施するものとする。
- (c) 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- (d) 取締役は、グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、またはコンプライアンス上問題があると認めた場合には、社長に報告するものとする。
- (e) 子会社を含めた業務の適正性を確保するため、グループ会社に役職員を派遣することに加え、必要に応じてミーティングを実施し、報告を求めるとともに、情報交換やグループ全体への徹底事項の伝達を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査部門に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるとしている。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとする。

－ 2 － 業務の適正を確保するための体制

⑦ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ会社の取締役または使用人は、各社の監査役に対して、法定の事項に加え、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとする。グループ会社の監査役は、各社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告するものとする。当社監査役は、重要な意

思決定の過程及び業務の執行状況を把握する ため、当社及びグループ会社の取締役会他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。また、監査役は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図るものとする。

⑧ 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門へ要請するとともに、個人の評価結果についても確認を行い、必要に応じて是正措置を取ることとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役会規程において、旅費等については、旅費規程の役員と同等の待遇とすることを規定している。また、その他監査役の職務の執行上必要な費用についても、法令及び社内規程に従い、会社が負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための

代表取締役は監査役と適宜意見交換を行うこととする。 内部監査室は監査役と緊密な連携を保ち、監査役の要請に応じて調査を行うこととする。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の基本方針に基づき 以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるためました。その他、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 内部監査室は、独立した観点から内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部統制監査を実施しており、法令・定款・社内規程等に違反している事実の有無を検証しております。
- ③ 監査役は、定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。 内部監査は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引を頂きたいと考えております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としています。従って、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠するべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えています。

従って、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。このような者により当社株式の大規模買付が行われた場合には、株主共同の利益の確保・向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経済情勢や業績の変動が生じても安定的な配当を行うことが株主の皆様の利益に合致すると考えております。また、財務体質強化のための内部留保金の確保並びに将来の事業拡大のための資金を総合的に勘案のうえ、利益配分を行うことを基本方針としております。しかしながら、新型コロナウイルス終息のタイミングやスピード、再拡大の発生リスクなどにより、今後も業績見通しの想定を超える変化が起きる可能性が否定できることから、従前の基本的な考え方を継続しつつ、財務体質の強化など経営の安定化を図ることも優先する必要があると判断しております。

貸 借 対 照 表

(2021年 12月 31日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 領	科 目	金 領
流動資産	308,969	流動負債	341,415
現金及び預金	266,117	短期借入金	277,500
未収入金	42,852	1年内返済長期借入金	46,674
		未 払 費 用	1,903
		預 り 金	10,739
		未 払 法 人 税 等	748
		未 払 消 費 税 等	3,849
固定資産	2,034,407	固 定 负 債	1,340,267
投資その他の資産	2,034,407	長 期 借 入 金	1,340,267
長期貸付金	363,200		
子会社株式	1,671,062	負 債 合 計	1,681,682
繰延税金資産	145		
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	661,695
		資 本 金	30,000
		資 本 剰 余 金	399,088
		資 本 準 備 金	399,088
		利 益 剰 余 金	232,606
		その他利益剰余金	232,606
		繰越利益剰余金	232,606
		純 資 産 合 計	661,695
資 产 合 計	2,343,377	負債・純資産合計	2,343,377

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 [自 2021年 1月 1日
 至 2021年 12月 31 日]

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高	124,909	
売 上 総 利 益		124,909
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		105,996
營 業 利 益		18,912
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	214,973	
そ の 他	29	215,005
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,516	7,516
經 常 利 益		226,401
税 引 前 当 期 純 利 益		226,401
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,183
法 人 税 等 調 整 額		△145
当 期 純 利 益		223,363

株主資本等変動計算書

自 2021年 1月 1日

至 2021年 12月 31日

(単位：千円)

		株 主 資 本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	30,000	399,088	399,088	9,243	9,243	438,332	438,332	
当期変動額								
新株の発行								
当期純利益				223,363	223,363	223,363	223,363	
当期変動額合計				223,363	223,363	223,363	223,363	
当期末残高	30,000	399,088	399,088	232,606	232,606	661,695	661,695	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	42,852 千円
長期金銭債権	363,200 千円
短期金銭債務	277,500 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

経営指導料	124,909 千円
受取配当金	214,973 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	20,200	1,999,800		2,020,000
普通株式	20,200	1,999,800		2,020,000

(注) 2021年11月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	145千円
繰延税金資産合計	145
繰延税金資産の純額	145

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(金融商品の内容及びそのリスク)

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(金融商品に係るリスク管理体制)

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払利息の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入れに切り替えることによりそのリスクを回避しております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(金融商品の時価等に関する事項についての補足説明)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	266,117	266,117	—
(2) 未収入金	42,852	42,852	—
(3) 長期貸付金	363,200	363,200	—
資産計	672,169	672,169	—
(1) 短期借入金	277,500	277,500	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,386,941	1,387,932	990
負債計	1,664,441	1,665,432	990

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

関係会社株式	43,042 千円
--------	-----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 327 円 57 銭

1株当たり当期純利益 110 円 58 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	81,760	
法定福利費	5,002	
福利厚生費	74	
広告宣伝費	255	
事務用消耗品費	1	
租税公課	79	
旅費交通費	76	
支払手数料	90	
図書教育費	10	
委託事務費	3,060	
支払報酬	15,348	
雑費	237	
計	105,996	

2022年3月15日

監査役監査報告書

ウェルビングループ株式会社

監査役 覚正 京子

監査役 中井 直樹

第3期事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役間の協議により、監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、監査役覚正京子は法務の分野を中心に、監査役中井直樹は会計の分野を中心に調査を行い、その結果を監査役間で協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、経営管理部の職員を補助として使用して調査等を行いました。

具体的には、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について指摘すべき事項はありません。
- (5) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以上